

会 議 録

会議の名称	第1回 和泉市自治基本条例案再検討委員会
開催日時	平成22年2月17日(水) 午前9時00分~午前10時50分
開催場所	1号館3階 会議室
出席者	市長、山下委員長、高橋副委員長、飯坂委員、北村委員、藤原(宏)委員、藤原(敬)委員、溝川委員、若島委員、久委員、松田委員、前田委員、辻本委員、新田委員、大平委員、池辺委員、石川委員、中井委員、藤原(明)委員、事務局(桜井理事、北野課長、北野主幹、鶴谷)
会議の議題	副委員長の選出について 会議の公開について スケジュール案について 和泉市自治基本条例案 議論ポイントについて
会議録の作成方法	全文記録 要点記録
記録内容の確認方法	会議の議長の確認を得ている 出席した構成員全員の確認を得ている その他()
その他の必要事項	傍聴者なし
会 議 内 容 (発 言 内 容 、 結 論 等)	
別 紙 の と お り	

会議の要旨

○（事務局）第1回和泉市自治基本条例案再検討委員会を開催させていただく。開会に当たり、和泉市長辻宏康より一言お願いする。

○（市長）第1回和泉市自治基本条例案再検討委員会にお忙しい中ご出席賜りお礼を申し上げます。皆様からは昨年12月、和泉市の自治を前向きに進めていく上で自治基本条例はぜひとも必要であるという熱い思いをお伝えいただいたと両副市長から報告を受け、私もうれしく思っている。

皆様に議論いただき策定された市民主権の自治基本条例を、原案どおり9月に議案提出させていただいたが、さまざまな意見がある中で最終的には議案撤回という選択をせざるを得なかったことに対し、力不足をおわびを申し上げます。

今後は、市民、議会、行政の三者の立場を尊重して進めてまいりたい。議会の意見や提言も十分に加味した中での自治基本条例の策定が大切だと思っている。

今、国のほうでは、地域主権戦略会議を行っている。国の目指しているところは、地方分権を超えた地方自治である。機関委任事務が廃止され、団体自治は充実しているが、市民や住民がいろんなことを決定していくという住民自治が十分ではないと私も感じている。自治基本条例というのは、その住民自治を高めていく上で何よりも大事なことを定める条例という認識を持っている。

今後何回かの委員会を通じ、必ず自治基本条例案を再提出し、皆様とともに和泉市の住民自治を高めていけるように取り組んでまいりたいという決意である。委員の皆様には変わらぬ協力をお願い申し上げ、冒頭のあいさつとさせていただく。よろしくお願ひする。

○（事務局）市長から学識経験者委員及び市民委員に委嘱状を交付させていただく。

（委嘱状の交付）

○（事務局）委員の皆様、自己紹介をお願いします。

○（委員）私は、ほかのところの自治基本条例策定やその後の推進委員会等もお手伝いさせていただいているので、そのあたりの経験も提供していきたいと思う。よろしくお願ひする。

○（委員）よろしくお願ひする。何とか今回、ぜひ市長の力で通していただきたい。また、そのような案を提案したいと思うので、よろしくお願ひする。

○（委員）この条例案が、市民の思いが続くようなものになったらうれしいと思ってい

る。よろしく願います。

○(委員) 懇談会から3回目になる。毎回いろんな勉強をさせてもらっているので、今回も自分にとってプラスになるような話もいただけたらと思う。やはり、条例が、我々の思いが通ったものになって、決めていただければいいかなと思う。よろしく願います。

○(委員) 懇談会からの市民の思いを形にし、それを土台に策定した私たちの思いを込めた条例案が、今回残念な結果になったが、その形が崩れないで私たちの思いができるだけ反映される新しい基本条例案ができるよう、皆様と一緒に考えていけたらと思う。よろしく願います。

○(委員) 私も懇談会から3回目である。今回また再検討委員会があるということを知り、我々の周りの一般市民の間でも、今度はぜひ何とかしてねという声も結構あるので、一生懸命いい条例案をつくっていきたいと思う。よろしく願います。

○(委員) 皆さんと同じく懇談会から残らせてもらったメンバーである。懇談会当初がかわっていたが、今ここにいない方々の思いというのは非常に大きいと思う。その方々の代表というつもりでかわらせてもらったが、惜しくも条例として制定することができなかった。今度こそはその方々の思いを实らせられるように、頑張りたいと思うので、よろしく願います。

○(委員長) 要綱の定めにより委員長を務めさせていただき、委員皆様の力を借りながら、本自治基本条例案を何としてでも市議会のほうに提出願ひ、ご議決を賜りたいと思っているので、よろしく願ひ申し上げます。

○(委員) 一生懸命頑張るので、皆さんも頑張ってください。よろしく願ひします。

○(委員) 今回、委員長から指名されたその他の委員で参加させていただき、今回は撤回ということになったが、皆様の熱い思いを聞かせていただき、どこまで妥協するか、変えていくかということが非常に難しいが、一緒に頑張っていきたい。よろしく願ひ申し上げます。

○(委員) 職員の中ではかわりの深いメンバーの一人だったが、力不足で残念な結果になってしまった。また、こういう形で委員になったので頑張る所存である。よろしく願ひします。

○(委員) 策定委員会から引き続き、よろしく願ひします。

- (委員)再検討委員会初めての出席であるが、努力するので、よろしくお願いする。
- (委員)今回初めて参加させていただく。頑張るので、よろしくお願いする。
- (委員)初めての参加である。行政マンとしての経験は36年あるが、その反動が市民目線が板についてないところがある。よろしくご指導お願い申し上げる。
- (委員)検討委員会は初めてであり、勉強不足で不安があるが、一生懸命頑張りたい。よろしくお願いする。
- (委員)以前、事務局という形で参加させていただいたが、今回、副市長から委員という形で参加してくれないかという話があり、非常にありがたく思っている。
- 去年7月に生涯学習部が変わったが、生涯学習部の事業における人づくりや地域づくりを見ていったところ、やはり自治基本条例が本市になかったら、いろんな施策が進まないと感じている。そういったところからも意見をお聞きしたいと思うので、よろしくお願いする。
- (事務局)事務局職員を紹介させていただく。
- (事務局職員紹介)
- (事務局)市長は別途公務があるため、これにて退席をさせていただく。
- (市長)よろしくお願いする。
- (事務局)本日の会議について、委員長、議事進行をお願いする。
- (委員長)再検討委員会の開催方針と全体スケジュールについて、事務局から説明願う。
- (事務局)資料 - 2 和泉市自治基本条例案再検討委員会設置要綱で、再検討委員会の設置目的を定めている。
- 第1条、本市における自治のあり方を明らかにし、市政推進の基本となる和泉市自治基本条例(以下「条例」という。)の制定に関し、和泉市自治基本条例案(以下「条例案」という。)の再検討を行う組織として、和泉市自治基本条例案再検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 第2条、委員会の設置期間。第1回会議開催日から、再検討した案を市長が市議会に議案として提出する日までとする。
- 第3条、委員会の委員長は、公民協働推進室担当副市長をもって充て、委員会を総括する。2、副委員長は、委員長の指名する者をもって充て、委員長に事故があると

きは、その職務を代行する。3、委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命または委嘱する。ただし、第3号及び第4号の委員は、(仮称)和泉市自治基本条例案策定委員会の委員の身分を有した者とするということで、(1)他の副市長、(2)総合計画各章の総括を担当する部長、(3)学識経験者、(4)市民委員、(5)その他委員長が指名する者としている。

第4条、委員会の所掌事務は、(1)条例案の再検討及び修正案の作成に関すること、(2)前項に掲げるもののほか、条例制定に関し、委員長が必要と認めることとしている。

第5条、委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて開催し、その会議の議長となる。2、委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

第6条、委員会の委員に対し、予算に定めるところにより、報酬費を支給する。

第7条、委員会の庶務は、公民協働推進室において行う。

第8条、この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。附則で、この訓令は令達の日から施行すると定めている。以上である。

次に、資料-3、再検討委員会の進め方であるが、今後の再検討方法について12月21日に会議を開催し、この要綱を1月15日付けで定めている。

本日は、第1回会議として、今、市長から委員に委嘱があった。会議の開催方針、スケジュールの確認、議論ポイントの説明と意見交換、修正の方向性の検討ということで、会議を進めてまいりたいと思っている。

第2回会議は、3月30日を予定している。時間等は、最後に報告させてもらう。また、意見提出は、3月10日までにいただきたいと考えている。

第3回は、4月中旬から下旬に、この検討委員会と総務安全委員会委員との意見交換の場を持ちたいと考えている。

第4回会議は、5月中旬。あくまでも目途であるが、再検討委員会で案の確定をし、確定した中身で5月下旬から6月下旬にかけて、パブリックコメントを実施したいと思っている。

第5回会議は、7月中旬。パブリックコメントの意見を踏まえて、最終案の確定を

していきたいと思っている。8月に例規等審査委員会、議案の提出が9月という流れで一応進めていきたいと思っているが、これはあくまでも目途である。以上である。

○(委員長) それでは、この委員会の副委員長の選出について、委員会設置要綱第3条第2項に基づき、私から指名をさせていただきたい。

副委員長には、前回の策定委員会でも副委員長をしていただいた高橋委員さんをお願いしたいと思う。皆さん、よろしいか。

(拍手)

○(委員長) 次に、会議録と会議の公開についてであるが、本委員会が行う全体会議は公開とさせていただきたい。委員の皆さん、よろしいか。

(「異議なし」の声あり)

○(委員長) それでは、会議は公開するものとし、その上で、会議録の作成方法と傍聴者意見の取り扱いについて、事務局から補足説明をお願いする。

○(事務局) 会議録については、これまでの策定委員会同様、和泉市審議会等の設置及び運営に関する要綱第5条に定めている様式を用い、発言者は、事務局、委員長、委員等の区分表記により、要点筆記で会議録を作成したいと考えている。また、傍聴者の意見についても、これまでの会議同様、A4、2枚以内の範囲で提出していただくということで運用してまいりたいと考えている。なお、委員会本来の議論を充実させる意図から、傍聴者は会議の場では直接発言を行わず、提出意見は、委員会での議論を行う上での参考資料として各委員に配付させていただくという方法が適当と考えている。以上、今までの策定委員会と同様の流れで進めてまいりたいと考えている。

○(委員長) 委員の皆様はいかがか。事務局の説明のとおりでよいか。

(「はい」の声あり)

○(委員長) それでは、次回会議から公開とする。事務局は、会議開催日時をホームページ等に掲載するようお願いする。

○(事務局) 了解した。なお、傍聴者意見の提出期日であるが、次回会議資料として取りまとめ、事前に委員に配付する必要があるため、会議開催の翌日締め切りとさせていただきますので了承願う。

○(委員長) 続いて、再検討委員会のスケジュールについて、委員の意見を伺いたい。事務局で考えていたスケジュールは、今の総務安全委員会の委員が変わらない目途で

議案を提出したいということである。その辺で……

○(事務局) 基本はそういう形にしている。

○(委員長) その辺、いかがか。

○(委員) 前回だめになった最大の理由は、やはり議会との調整ができなかったということなので、第3回の総務安全委員会の委員との意見交換は、これ1回に限定せずに、問題があれば何度もやるという理解でよいか。

○(委員長) そういう考え方で結構かと思う。ただ、総務安全委員会の委員との意見交換は、事務局と私どもの考えであり、正式に受けるという話はいただけていないので、第2回会議である程度全容が出てきた時点で、議長と総務安全委員長へ申し入れをし、意見交換会を行いたいと考えている。回数は、1回とは限らない。

その他、意見はないか。

スケジュールについては、事務局から説明した資料 - 3の予定でよいか。いかがか。

(「はい」の声あり)

○(委員長) 続いて、4の自治基本条例案の議論ポイントに移る。事務局から説明願う。

○(事務局) 資料 - 4をお願いする。主な議論確認項目として、8点挙げている。

まず、1点目、前文の表現について。歴史紹介的、市民憲章的であるという意見をいただいた。前文の表現について、もう一度再確認を行うというものである。

資料 - は、平成21年4月以降に施行された自治基本条例の町村分を除いた分として25件、こちらで調べた範囲で掲載し、今回、総務安全委員会等で指摘いただいた項目について比較できるように一覧表にしている。ただし、これは21年4月以降に施行されたものという基準で掲載しており、この掲載事例をもって、内容がいい、悪いといった判断をしていただくための資料ではない。最新の条例では、こういうふうな形になっているということでご覧いただきたい。

前文の記載内容について、平成21年4月以降の条例に限っては、どの市も市の地理的・歴史的特徴、目指すまちの姿、条例制定の決意の3点を盛り込んでいる。

資料 - 4の2点目、第2条「条例の位置付け」について。最高規範性、他の条例規則等の制定・改廃に影響を及ぼすという点について、指摘があった。

これについても、資料、平成21年4月以降施行の条例の比較表で、条例の位置付けがどのようになっているかを挙げている。9 / 9ページをご覧いただくと、最

高規範性という文言を条文中に盛り込んでいる市が、25市中、19市。最高規範性または最大限尊重、あるいは、最高規範性と最大限尊重といった表現を両方盛り込んでいる市を含めると22市という状況であった。その他、規範、尊重という表現を用いている市が3市であった。

資料 - 4の3点目、第3条「用語の定義」の「市民」について。市民の範囲をどこまでとするのかといった意見をいただいた。それについて、資料 - 、9/9ページ、数値的にまとめている。「市民」を居住者に限定して使っている市が4市、「市民」に居住者以外の者を含んでいる市が20市、市民の定義がないものが1市であった。

資料 - 4の4点目、第10条「子どもの権利」について。子どもの権利規定の必要性、また、権利として書くのか、保護者の義務として書くのかといった点について、指摘があった。資料 - 、9/9ページで確認すると、子どもに関する規定のある市が8市、規定のない市が17市であった。また、今回、子どもの育成に関する各市町村の条文例として資料 - を、策定委員会で子どもに関する条文についてどのような議論をしてきたのか、おさらいの意味も含め、資料 - を添付している。

資料 - 4の5点目、第32条「住民投票」。住民投票については何点かの意見をいただいた。まず、常設型住民投票制度の必要性について。それから、投票権を付与する年齢、満16歳以上が妥当かどうかといった意見。それから、住民発議に関する連署数を現在6分の1以上としているが、妥当な数字なのかどうかといった意見。それから、現在、市長と住民の直接請求について条文の規定に盛り込んでいるが、議会の発議についても盛り込むべきではないかという意見をいただいた。それについて、資料 - 、9/9ページで数値的に見ると、投票に係る年齢要件、請求に係る連署数といった規定を自治基本条例に盛り込んでいる市が6市であった。これは常設型、個別案件型を問わずということである。それから、投票に係る年齢要件、請求に係る連署数等は具体的に規定せず、自治基本条例に住民投票の条文を盛り込んでいる市が18市あった。自治基本条例に住民投票の規定がない市が1市あった。ほかに関連する資料として、これまでの策定委員会のおさらいを含め、住民投票条例の条文例、住民投票の常設型、個別型の考え方の資料、常設型の住民投票の比較の資料、常設型住民投票条例の連署数の目安数といった資料を、資料 - 、 - 、 - として、再掲している。

資料 - 4の6点目、第33条「市民自治推進委員会」。市民自治推進委員会の必要性、

その役割としての自治基本条例の見直しをどこがどのようにしていくのか、進行管理をどこが担っていくのかということについて、指摘があった。

これについて、資料 - 、 9 / 9 ページ。市民自治推進委員会に類する委員会の設置または設置することができるという規定のある市が 10 市、規定のない市が 15 市あった。ただし、実際、自治基本条例に盛り込まずに設置されている例もある。そういった例はこの表には出ていない。市民自治推進委員会の役割について、もう一度この会議の中で再確認する必要性から、今回新たな資料として資料 - 各市の市民自治推進委員会等の取組を添付している。資料の説明は個別の議論の際にさせていただく。

資料 4 の 7 点目、第 34 条「条例の見直し」について。最高規範性との関連などから、条例の見直し規定の必要性についての指摘があった。これに関し、資料 - 、 9 / 9 ページ。条例の見直しの規定を設けている市が 22 市、規定のない市が 3 市であった。

資料 4 の 8 点目、他の機関との連携について、和泉市の状況を踏まえて、追加すべきではないかという指摘があった。これに関し、資料 - 、 9 / 9 ページ。他の機関との連携についての規定のある市が 21 市、規定のない市が 4 市であった。規定の中身等々については、議論の際に詳細な資料を出していけたらと考えている。

以上が、総務安全委員会等でいただいた主な議論項目である。

○(委員長) ただいま事務局から説明があった。委員の皆様、議論ポイントについて意見をお願いしたいと思うが、どうするか。一つずついくか。

では、前文について意見をいただきたい。

○(事務局) 議論の際には、資料 - 5 を見ていただきたい。もう一回、簡単に説明する。

前文の内容が市民憲章的、歴史紹介的であるということであるが、現在の条例案は、まず、市の地理的・歴史的特徴を述べ、次に 目指すまちの姿、最後に 自治基本条例制定の決意という流れで前文が構成されている。これらの記載が妥当かどうか、ほかに記載すべき事項があるのかどうかを確認するというのが 1 点目。2 点目として、文章表現について修正を検討すべき部分があるのかないのかといった点である。一つの例として、策定委員会の際にも議論があったが、神功皇后に関するエピソードの記載が前文の内容として適当かどうかといったあたりを今回確認する必要があると考えている。なお、資料 で先ほど見ていただいたとおり、和泉市の前文のこの 3 点と、

たまたまかもしれないが、21年度以降に制定された25市の条文の書きぶりは、基本的には同じ構成になっていたということである。以上である。

- (委員長)事務局に尋ねるが、前文については、議場で正式な議論はあったのか。
- (事務局)はい。1点あった。
- (委員長)どんな表現のことで。
- (事務局)前文の書きぶりが歴史紹介的、市民憲章的であるという指摘が、1委員からあった。どの部分を指して市民憲章的というかというところまでは、事務局としても把握できない。
- (委員長)新しく制定された自治基本条例とは書きぶりが合致しているということであるな。委員のみなさん、何か意見はないか。
- (委員)市民憲章的、歴史紹介的であると言っていたが、それが何故だめなのか。
- (事務局)総務安全委員会の議事録からは詳細は読み取れなかったが、自治基本条例の前文としてふさわしくないのではないかという指摘であった。
- (委員)それはわかるが、何がだめなのかわからなかったら、どう変えていいのかわからないし、私たちはこれでいいと思って書いているのだから、それで何が悪いのかと思う。
- (委員)(2)の部分だと思う。
- (委員)(2)神功皇后に関するエピソード。
- (委員長)多分これが引っかかっているのだと思う。
- (委員)この表現で、それほど.....。
- (委員長)僕が無理やり入れておいて言うのはおかしいが、ここが引っかかっている。
- (委員)違うだろう。僕は総務安全委員会を傍聴していたのだが、条例の前文として何か違和感があるというような言い方だったのではないか。
- (事務局)前文を置く必要性についても指摘があったと思う。
- (委員)必要ないといった議論だったから、何故かというところはなかったと思う。
- (委員)この委員会に初めて参加し、前文を読んだとき、私も違和感を感じた。歴史とか神功皇后のことを否定するわけではないが、果たしてこれが市民主導型の自治基本条例の前文としてふさわしいのかどうか。16歳と年齢まで下げているが、その子たちに受け入れられる文章なのかと感じた。

- (委員) 何で神功皇后のことが必要なのかということである。あくまでも市民が自分たちの和泉市をよくしていこうという自治基本条例の中で、私は、歴史的背景は必要ない考える。ぱっと見て、昔の教育勅語的な発想かなということがある。
- (委員長) 他に、委員。
- (委員) 私はちょっと違う意見である。和泉の国の発祥は、ものすごく古いのだが、今、子どもたちも私たち役所の人間もそのことを忘れている人はいっぱいいると思う。和泉の国とか、阿波の国とか、そういった国の名称も合併の関係でかなり減ってきている。そういった状況で、自治基本条例の一番最初に和泉の国という名称を伝えることは、今後重要になってくると思う。私は、これは入れておくべきという意見である。
- (委員) 同意見である。和泉が非常に歴史のある国ということを再認識してもらう意味でも、入れておくべきことではないか。
- (委員) 私も一緒である。昔からの国の名前があるということ、それから、この基本条例の懇談会に限らず、まちづくりの会議で必ず出てくるキーワードに、自分たちのまちに対する誇りを自覚するということがあると思う。その誇りをもう一度再確認するという意味でも、こういう歴史があるということが重要になると思う。
- (委員長) 抜かないといけないという意見はないか。
- (委員) ないと思う。一般的には他市から来た人の中には、和泉というと和泉ナンバーの和泉というような悪いイメージしかないので、せめて住んでいる人には、こういう歴史のあるところだと自覚していただくという意味で非常に重要だと思う。
- (委員) もう少しニュートラルに考えてもいいと私は思っている。神功皇后が史実かどうかはわからないが、和泉の国の国府があったというのは事実である。そう考えたときに、神功皇后を歴史のストーリーとして出してくるかどうかというのはやはり異論があると思う。しかし、私はこれは抜けないと思っているのは、ちょっと違った状況だからである。和泉市という名前。名前というのは、非常に大切なアイデンティティである。自分の名前がなぜこういう名前になっているのかということは、そのルーツをたどったり、アイデンティティを保つためには非常に重要なことである。そう考えたとき、和泉という名前がどこから来ているかを書こうと思えば、神功皇后が出てこざるを得ない。私はそういう観点で和泉市の名前の由来を説明するときに抜けないと思っている。別の名前の由来で書ければ、それはそれでアイデンティティを

保つことができると思うが、そのアイデンティティーを保つ一番の根本に神功皇后がいる限り、これがないと説明ができないと感じる。

○(委員長) 各委員、いかがか。今の学識委員の意見。

○(事務局) 私は神功皇后のことを知らなかったのでインターネットで調べたのだが、女性で、おなかが大きいときに朝鮮に征伐しに行って戦わずにして勝ってきたと。そういうふうなことがぱっと飛び込んできた。これが本当なのかどうか分からないが、ある党の議員は、そういうふうな人を入れていいのかというふうな形で言っていた。

○(委員) 僕は策定委員会では抜いたほうがいいのではないかと話をしたが、今はこのままでいいのではないかと。この話は総務安全委員会の中ではない。総務安全委員会では、条例の前文は広く市民が条例の目的を理解するという意図があるということであるが、市民憲章的、歴史紹介的な前文には違和感があり、条例の前文としてどうなのかという意見だったので、この部分にそんなにこだわることはないと思う。

○(委員長) 委員長の案としては、皆さんでたたいていただいた後、総務安全委員会の委員と意見交換をするので、その中で調整するというのでよいか。この形でいいと思ってもらえるか。前文はこれでいくと。よいか。

○(委員) 僕は以前この委員会に入っていなかったので、深く一点一点知らないが、今日、もう前文をどうしていくと決める場になっているのか。

○(委員長) 意見はもう一回もらうのか。

○(事務局) 今日は、複数のご意見が出れば、複数のままでいいかと思う。たまたま全員一致で、これがいいとなった場合は、一応この再検討委員会の意見として持つておくとして、4月以降、総務安全委員会の委員に対しては、今の状況としてこういう意見が出ているというふうな流れになると考えている。今のところ、前文に関してはどうか。

○(委員) 私もやはり最初から神功皇后が出てくるということに違和感があった。和泉の国の由来というのは絶対必要だと思う。これがないと前文として成り立たないと思うが、神功皇后がどういう人だったかということ、歴史的史実として明らかでないということや朝鮮に出兵していった人物だったということ、それが戦前の教育の中で委員が発言したようなことがあると思う。神功皇后に触れないで和泉の国の由来を表現する方法はないのかなというふうに思っている。

- (委員長)ほかに意見はないか。
- (委員)今日はこれを決めていくという場と解釈したらよいのか。
- (委員長)今、意見が分かれたから、今日は決めないということである。この機会にしっかり意見を言ってくれたら……
- (委員)なるほど。今日からもう意見を出して議論する場……
- (委員長)ちょっと説明させてもらう。
- (事務局)事務局から補足説明する。今日は、前段の説明も特に質問等もなく終わらせていただいたので、時間の範囲内で議論を行うということで、前文からできるところまでやっていただきたいと思う。事前の意見提出は各委員に依頼していないので、あくまでもその場での議論とさせていただき、第2回会議開催までに残りの部分を含めて意見をもう一度いただくという形をお願いしたいと思うが、いかがか。
- (委員長)ということは、この前文も、決まっていらないということで、意見だけもらっておくということでしょうか。
- (事務局)はい。
- (委員長)委員、何かないか、発言。
- (委員)次回までに考えておく。
- (委員長)ほかに意見あれば。
- (委員)例えば、戦国武将にしてもいろんなことをやって名前を上げたと思うが、その人物がどういう働きをしたかとか、神功皇后がこういうことをしたからここへ上げるのはまずいということまでいくのかどうかである。そういう意味からすれば名前を挙げることで自体ができなくなると思う。このエピソードは歴史的事実かどうかかわからないが、市史にも載っている話だからこういう書きぶりぐらいだったらいいのではないかと思う。
- (委員長)ほかにないか。
- (委員)この議論ポイントには、総務安全委員会が出た意見だけを載せている。ほかの議員の意見というのは、まだわからないのか。
- (委員)全員説明会の意見も入っているな。
- (事務局)議員説明会での意見は、ほぼ総務安全委員会でも網羅されている。
- (委員)資料 5の何も書いてないところは、意見が出てないということか。

- (事務局)意見があったのは、8点の項目のみである。
- (委員)今回初めて参加させていただくが、今日集まれた方は、当時この案が一番だと思って出された方々がメインである。条文を変えるという気持ちが本当にあるかどうか。皆さんが最高だと思って出したものに、僕らからおかしいと言うのはどうかと思う。
- (委員)いや、それはもういい。撤回したので、また一からであるから。
- (委員)仮にこのまま同じだと言うなら、再度、議会で問題が起こる気がする。
- (委員長)議会の指摘を踏まえて考え方をもう一度整理して、どうするかという議論をし、これでいこうということになれば、また上げたらいい。ある委員がこの意見、別の委員がこの意見ということでたくさん議論ポイントが出ているが、全体として自治基本条例が否定されているわけでもない。一つずつの項目について皆さんの考えを聞かせていただき、どうするかは、この中で決めていくということである。
- (委員)議員の皆さんも一緒になって今度はできるのだな。
- (委員長)前回の議会や議員説明会で指摘のあった分は、資料として委員には渡しているな。
- (事務局)総務安全委員会の議事録は、12月21日の会議資料として渡している。
- (委員長)新しい委員にはどうか。
- (事務局)新しい市の職員の委員には渡していない。
- (委員)以前つくっていただいた案を変更してもいいということなのかどうか確認したい。
- (委員)私個人の意見かもしれないが、総務安全委員会で意見が出て、その結果、市が撤回したのであるから、我々としては当然通したいわけである。
- (委員)この案のままか。
- (委員)いや、この案のままではなく、議会側の意見を考慮しながら、譲れる部分と譲れない部分、その辺をこの再検討委員会でもんで……。妥協案ではなく、譲れる範囲というのがあると思うので、それぞれの思い……
- (委員)一番入り口の話で溝があれば全く前へ進まないと思う。新参で来て申しわけないが。
- (委員)全く同じである。我々は、専門家の方にも入っていただいて1年ちょっとか

けてやらせてもらった。策定委員会の中でもこんな考え方はだめだということもいろいろ言ってもらいながら、1つの形としてつくらしてもらった案なので、少なくとも当時考えられる分についてはベストに近い形で出したと思うが、十分説明というか、討議を尽くせなかったということもある。そういう意味でいろんな指摘をいただいたと思う。納得できる指摘であれば、当然修正も考えていかなければいけないと思う。

○(委員)我々初めての者は、この案に対し異論のある発言をしたら、皆さんに押さえられるのかなという気持ちがある。

○(委員)逆に、勉強になる意見であれば、皆さんどんどん吸収していくと思う。これまでの会議もそういう形で進めさせてもらったので。

○(委員)皆さん、自信を持って決めた案に対し、柔軟な対応をしてくれると。僕らなら一遍自信を持って決めたらなかなか変わらないのだが。議会の意見を聞いて、反省するところは反省し、柔軟に対応すると理解させてもらったらいいいのかというのが1点、それと……

○(委員)ちょっと趣旨が違う。

○(委員)そういう意味ではないと思うが。

○(委員)それと、皆さん相当勉強していて、我々は皆さんのレベルについていけないので、意見を言って、足を引っ張るというふうになっても申しわけない。新メンバー4人、意見を言わせてもらっていいものかどうか。前のメンバーだけでやってもらったほうが、すっきりするのではないか。

○(委員長)そんなややこしいことは言わなくていい。もともと策定委員会でも、我々と市民委員とは最初はぎくしゃくしながらやってきて、ある程度おさまった。僕の記憶では18歳で落ち着いていた。最終的にやはり特徴ということで16歳とか入れていったということがある。先に合意できていた分に特色をつけたからのだから、逆に今までの過程の中で合意できた分に戻ることは、お互い合意できると思う。一つずつ、スタート地点に戻って議論させていただいたらと思う。

今日は、前文についてもある程度意見もあるし、事務局としては、どうする……。

○(事務局)前文については、このままでよいという意見と神功皇后を抜いた形で和泉市のアイデンティティーの部分を書きかえられないかという意見の2点で、一応全体のとして意見は出たと思うので、これはこのままで次へ進めていってはどうか。

○(委員長)一応置いていてということである。

○(委員)我々、策定委員会で案をつくらせてもらって議案として出していただいた。僕としては、案をつくらせてもらったが、自分たちには決定権はないと思っている。当然、議会で決定していただく。だから、本来思っていたのは、先ほどの年齢のことなど、我々の中でもいろいろ問題はあるけれども、逆に、議会で議員がいろいろ議論してくれて、決めてくれるだろうと。議会を通じて市民の側で関心を持ってもらい、議論が広がって行って、その中でみんながいいというところに落ち着いてくれたらいい。要は、自分たちの案が絶対というつもりでは、もともとなかった。しかし、議会のシステムを私は誤解していたようである。議会では、そういうふうに議論を重ねて案をつくってくれるということはなさそうだとということで、今回、案が戻ってきたような感じを受けている。今のこの前文についてのやりとりにしても、時間的に支障さえなければ、僕はいい場だと思う。この場で議論することで我々もそれぞれの解釈を再確認できるし、そんなことを思っていたのかということ新しく入っていただいた方々に理解してもらったり、第三者的にはそれは違和感があるということを持ってもらうことでそういう意見を持っている方に対して、どう説明したら納得してもらえるかというヒントをもらえる機会にもなると思う。

今、足を引っ張ってしまうという表現があったが、そうではなく、みんなもう一回どっしり構えてやっていくのだというスタンスであれば、今のやり方も一つなのかなと。だから、新たな目で見たらこうだと気軽に言ってもらいたい。

○(委員)僕ら、皆様とやり合える形になるので、そこが気になっている。

○(委員)それが僕らからすると、議員さんと3回目にやるときのいいシミュレーションにもなると思っている。別に、対峙するという意味ではないが。

○(委員)しかし、例えば皇后の名前を消そうと僕が提案したら、皆さん、これはもうそういうふうになったのだから入れたいという形になるのではと思った。

○(委員)何でという部分に説得力がないと思えば、引き下がらざるを得ないと思う。委員が言った歴史上の云々という話で言うと、例えば安土桃山のある町で何かこんなことをしたら、必ず、織田信長の名前が出てくるだろう。しかし、朝鮮出兵やどうのこうのというのがだめだというなら、織田信長の名前を外すのかと。自分とこの町の歴史を語る中で、某さんがみたいな感じになるのか。そんなことはあり得ないだろう。

皇后となると天皇制とか、そういった部分も含めて議論を呼ぶところはあるのかなという理解であるが、伝承としてはこうですというぐらいのニュアンスだということを理解していただけたらいいのかなと思う。

○(委員) 前文は大事だと思うが、もっと大事なことは、最高規範であるとか、年齢の制限のところなので、この辺は余り刺激を受けるような形はどうかと思う。入り口からぼんとかいう天皇が入っているのです。

○(委員) それも一つかもしれないが、とにかく……

○(委員) 我々、途中からなので、わかると思う。ぱーんと入ってくるから。いかがかと僕自身も思う。

○(委員) 我々一般市民にしたら、そういうことを今日教えてもらった。ただ、さっき委員が言ったように、この案をたたき台に話をしようということが今起こっているわけで、僕らにしたらいい経験である。

○(委員) 皇后がどうこうではなく、和泉市の歴史とか名前の由来を載せたいだけであって、それにかわる言葉があればそれでいい。

○(委員) 生涯学習部だったら、その辺詳しい方がいるので、見てもらったらどうか。

○(委員) それも踏まえて書いてある。

○(委員) この固有名詞を抜いて記載する方法を。

○(委員) 策定委員会でそこまでしたものをもう一回見直すことができるのか。我々は、よほど前回議論してないような何かを出さないとならない。

○(委員) それは策定委員会の意見をすごく尊重してくれているように思うが、私も策定委員として入っていたが、正直、自分の意見が100%ではない。自分自身どこかで譲っているところもあるし、当然、皆さんもそうであると思う。先ほどから皆さん言われているように、この案に対して見直すいいきっかけということで、意見いただきたいと思う。

それと、神功皇後の話であるが、さっきの織田信長みたいにその地域でオーソライズされている方ではないので、余計にいろんな思いがあると思う。神功皇后が和泉市で生まれ育って、和泉市民がみんなが神功皇后を和泉市ゆかりの人だと思っているのだったら、そこまで思わないかもしれないが。

○(委員) 僕も和泉で60年近く育っているが、これは初めて聞いた。

○(委員)三河の徳川家康とか、大坂城の豊臣秀吉とか、そこで何かゆかりがあるのだ
ったら別だが、和泉イコール神功皇后ではないので、余計いろんな思いが出てくるの
かなと、今、皆さんの意見を聞きながら思った。

○(委員)そのとおりで、この議論、僕自身は前の積み重ねがないので、僕らが聞いた
ら、神功皇后と自治基本条例をつくる目的と関係ないではないかと。入れる必要がな
い。自治基本条例は歴史認識するためにつくるのではない。

○(委員長)その辺はさきほど学識委員から説明していただいた。

○(委員)名前の由来は大事だと言っているが、名前の由来がなかったら自治基本条例
本来の目的はできないのか。僕我感觉から言うと、ここで神功皇后や歴史を言わなく
てもいいと思う。

○(委員)しかし、前回そこまで判断して皆さんが神功皇后を入れたらいいとなってい
るのに、我々はそのことで議論ができない。皆さん、もう一回再検討委員をお願いさ
れて出てきたということは、そこら辺をどのように思っているのか不思議である。僕
だったら、前回委員をしていて、それがだめだったら再度委員はできないと思う。

○(委員)確かにそういう意見もあると思う。しかし、議会に反対されているわけであ
るから、通すためには、個人的には、例えば、住民投票のある部分は絶対譲れないが、
こういう前文の文言は思い切ってカットしたらいいのではないかと思う。

○(委員長)そういう気持ちで皆、寄っていただいたのだ。今回。

○(委員)みんな一緒だと思う。

○(委員長)我々と市民委員、当初は対立の中でやってきて、ある一定のところでおさ
まった。それに対してもう少し特徴のある自治基本条例にしてほしいということで、
無理に触ったところがある。その触ったところが今回、議会で引っかかっている。譲
れないところもあるというのは、それはそれでいい。譲ってもらって通れるような状
況にするのが今回の再検討委員会。

4人の新しい委員うち3人は、総合計画の各章を担当している以上、この委員会へ
入ってくるのは当たり前である。総務部長は、ある程度中枢におられる方として、い
ろんな意見を聞かせていただくため、委員長から指名させてもらった。

学識委員、前文についての説明、もう一度お願いする。

○(委員)多分、2つ理由があると思う。この前文は4つの段落ででき上がっている。

この4つの段落をどういう意味合いでつくったかを理解していただくと、第1段落が何であるかがわかると思う。まず言いたいのは第2段落である。こういういい和泉市ですよ。それを引き継いで将来の世代に残さないといけないということである。そのために、第3段落目で、こういうまちづくりをやっていきますと。その非常に重要な道具として、第4段落目で自治基本条例が必要なのだという流れになっている。

では、第2段落でいうところのすごくいい和泉市って何なのかとなったときに、第1段落がある。そこで市の歴史があり、自然、地勢、地理の話があり、文化的な話があるということで、この第1段落が少し長めにまとまっている。そういう流れになっていると理解しているというのが1点目である。この第1段落をなくして第2段落目を書くことはできるのだが、私たちが大切に思い、将来に渡していく和泉市とはどんなまちなのかを具体的に書いてあるのが、この第1段落目であると理解をしている。

2点目は、私、自己紹介のときも、他市でもお手伝いしていたということをお話したが、第1条から条文で見ていくと、ほとんどの市は同じである。ほかの市を見ていただいてもわかるが、一番こだわっているのは前文である。典型なのは高知市。自分たちがふだん使っている言葉で前文を書きたいという思いがあって、高知弁とその標準語訳とで前文を書いている。和泉市で基本条例をつくったときも、前文というのは和泉市らしさを出すという意味では非常に重要な部分ではないかということで、策定委員会でも非常にこだわったところである。

○(委員)冒頭、私、あいさつの中でも言わせてもらったが、ここに並んでいる部長は、行政マンとしての実績はあると思っている。市民の皆さんが一生懸命つくったこの文章を読ませてもらったとき、どうしても総務安全委員会で提出されたような意見が我々の口からも出てくる。そういう中で、やはりこっちは言いにくい状況になっているし、とはいえ、それを言っていけないと変わらない。私ども行政の立場と市民の立場の違いが出てくると思うが、言わせてもらっていいのか。

○(委員)結構である。

○(委員長)行政の立場と言うと分断されるが、我々行政側としてもこれはこれでいいと思っているので、行政がこれはだめということではなく、一個人としての委員としての発言であるな。

○(委員)現実にこの総務安全委員会の意見は、そうだなと思うところがたくさんある。

それを前任の方々が決めた案で納得しろというのであれば、私ども意見は言えない。

○(委員長)いや、意見を言ってもらったらよい。

○(委員) そうだなと思うところがあったら言ってほしい。逆に、議員が何でそう思っているのか、我々はわからない部分があるので、委員の意見を聞いてそういうところで議員も思っているのかという理解にもつながると思う。

○(委員) 先ほども意見があったが、この前文の内容のどこが市民憲章的、歴史紹介的なのか、その意味を教えてほしいということである。

○(委員) それと、さっきの学識委員の話聞いてどうかというのもあると思う。議員も直接かみ砕いて聞いてこれを読まれてないと思うので、それによってはまた理解も変わってくるだろうし、じっくり…。

極論を言えば、最低限はこうしたいというのが我々としてはある。どうしてもだめな部分は、落とさなければ仕方がない。ただし、それは、これも通るかどうかはあるが、見直してみたいなものも謳っているの、見直しの中でやはり今後これが必要だということがあったら、それを復活させてもらうというぐらいのつもりはある。だから、神功皇后の話も、知名度が低いとか認識がないということであれば外して、例えばそういう認識が市民の間に出てきたら、入れようということになっても、僕はいいのかと。

ちょっと下世話な言い方だが、議員と値段の交渉をしていて、こっちは1,000万で売りたいと。しかし、向こうは500万しか予算がないと言っているときに、最初から500万と言うわけにいかないの、とりあえず1,000万でスタートしていく。落とすところは、せめて800万ぐらいにしたいなというふうな雰囲気である。そのためのヒントをできるだけ皆さんからいただければ、この800万をやはり目標どおりの1,000万に持っていく説得材料を用意することもできると思うので、そこは遠慮なくどんどん言ってもらったほうがありがたい。でないと、我々、同じような議論ばかりになってしまうと思うので。

○(委員) 懇談会の最初に事務局から言っていた話は何かということ、行政マンで考えたらすっと通る条例ができるよと。ただ、市民目線とは違うものができるかもしれない。だから、市民目線で考えたらどうなのかと。今回の条例案についてはそこから考えてほしいということで懇談会を始め、その流れで策定委員会のほうにも入らせ

てもらった。今言われているように、市民が起点となって考えた案であるから行政マンとすればやりにくいことばかり出てきていると思う。指摘されたところは、それが出てきた分だと我々は思っている。それは議会に通すための施策としてだめなのか、これから条例を施行していく上でどうしても不都合があるとか、そういうことを我々は聞きたい。ある程度我々の意見を自由に入れさせてもらった案であるから、コンタクトをとらせてもらって調整していけばいいと思う。

○(委員)先ほどの委員が値段交渉を言ってくれたが、具体的に言うと、住民投票が16歳か、18歳か、20歳かは、策定委員会でもかなり議論があった。20だったら、無条件に通るだろう。18はどうか、16はかなり難しいだろうという議論にもなった。しかし、最初から18歳で落とすよりも、16歳というところを出そうではないかと。そこで、議会の中でもんでいただいて、18に落とすのか、どの辺で落とすのかを検討してもらおうとして案を出したわけである。

委員が言ったように、こっちへまたボールが返ってくるとは思っていなかったが、返ってきた限りは、16でいくのか、18にするのかという議論をここでもう一回させてもらうチャンスだと思う。

○(委員)本来、議会のほうで修正してくれるのかなと思ったが、それはなかった。

○(委員)僕、思うのは、やはり議会、議員との話し合いがなかったから、我々の考え方が理解されていなかった。文書だけを見て、回答が返ってきたというような解釈である。だから、総務安全委員会のメンバーと話をすることであれば、我々が今まで取り組んできたことをかなり理解してもらえらると思う。このままいってもある程度理解してもらえらると思う。しかし、それ以上に議員の考え方をこちらへ取り入れて修正することによってすんなりといくのではないかなと思う。

今回、新しく4名の方が来られたが、毎回そうである。懇談会のときでもそうである。皆、考え方の違う者が集まって、最初はけんけんがくがく、こんなこと言ったらだめかな、もうこんな会議やめようかなと、皆、一度そう思った。それが回を重ねるごとに、一応理解し合いながら懇談会としての案を出させてもらった。策定委員会では、これまた行政マンとの対立で、初めはけんか腰になったが、いろいろ議論する中で、お互い立場を理解し合って、案として提出させてもらったのである。

そういうことなので、初めて来られたら、確かにそういう気持ちになると思う。だ

から、どんどん疑問を出してもらって、ここでお互い話をすることによって、お互い理解して、前へ進めると思う。

○(委員) そんなこと、できないと思う。

○(委員) それを、僕は今までしてきた。

○(委員) 前やった人と我々が、一からできないと思う。

○(委員) それは、僕らでも何回も繰り返してきたから。

○(委員) 行政マンの立場としてではなく、自治基本条例は必要だと、自分なりに思っているが、今日話を聞いていると、自治基本条例が何で必要なのか。どういう目的なのか。こうだから自治基本条例をつくっていかなければならないという共通認識が協議されていない。そこがあったら、次のステップに行けるが、何で必要というの
も.....

○(委員長) その議論は、もう済んでいるのだ。

○(委員) 済んでいるが、我々は、行政マンとして一定は知っているものの、今日初めてで、その要のところはレベルの差があるなど。

○(委員) レベルではなく、多分、行政職員としては、今まで決めたものは変えないというスタンスが多かったからだと思う。私は、市民会議を何度も一緒にさせてもらった経験で言うと、市民会議のメンバーはすごく柔軟である。先ほどの委員の意見が典型的だと思う。新しい方が入ったら、引き戻される。それはどんな市民会議でもそうである。どんどんまとまって賢くなっていくメンバーの中に、そうでない方々がぽんと入ってきたとき、やはり最初にスタートした次元まで戻る。戻らないとお互いに理解できないわけである。そのやりとりを何回繰り返すか。これはある意味で無駄かもしれないが、それでこそ本当にたくさんの方々がどんどん入り込みながらよりいいものになっていくのである。

ずっとつき合っているメンバーからすると、また戻ったというふうないらいら感があるが、そこはやはり仕方がないと思っているのだ。だから、変に納得していただかないほうが、我々としたら非常にありがたいと思うが。

○(委員) 私、もっと後方の20条とかその辺、いろいろ言いたいことがある。それは後日紹介させてもらうが、今の話だったら多分また戻るのだな。そういう話に。

○(委員) それはまあそうである。

- （委員）時間がある限り戻って納得して案を出していかないとこの検討委員会の意義がない。意見を出していただければ、皆が判断するし、お互いそういう形で決めていけば、今回は必ずいいものができる。今度は通せると思う。
- （委員長）もう一人の学識委員を紹介するのを忘れていた。事務局から紹介して。
- （事務局）学識経験者で、策定委員会から自治基本条例に参画していただいている。一言お願いします。
- （委員）遅刻して申しわけない。よろしくをお願いします。策定委員会では、しばしば私は足を引っ張ってきたと思う。ただし、市民の方々の熱い思いに説き伏せられることもあったが、それはそれでよいことだったと思う。今の話、途中からで申しわけないが、もう一回みんなでもんでいけば、もっといいものができるのではと非常に私は樂觀視している。前文のところでは止まっているが、前文は飛ばして最後にするのが普通かと思う。
- （委員長）今、委員が言われたように、前文は置いておいく。ただ、時間の関係もあり、次へ入ると議論の途中になると思うので、今日はここまでにしたい。
- （委員）ちょっと1点。前文というのは、法的に言うとなぜこういう規範をつくるのかという基本的な理念とか、原則とか、あるいは由来とか、そういったものを書くのが通常だと思う。前文の議論のポイント（1）に、
、
と書いてあるが、
、
というのはよくあるパターンだと思う。前文で、例えば日本はどうあるべきかとか、あるいは日本国憲法をどうつくるのかという決意をあらわすのが、憲法、いろんな法律でもあるが、
の歴史的、地理的な特徴を書くのかどうかは、議論があるところだと思う。要するに規範としてどうかという話で、規範の意味がどれほどあるのかということがあると思う。ただ、先ほど委員が言われたみたいに、まさにここが自治基本条例のある意味特色だというのも、一つの考え方と思う。ただ、これを書いたからといって、何か規範の意味があるのかと言われると、私もよくわからないところがある。
- 1段落目が問題になっているが、前文を決めるのは最後にして、基本的には第2段落あたりの合意だけはみんな持っておけばいいのではないかと思う。
- （委員長）ここは保留にして、次の項へ進むということで、ただ時間的なこともあるので、今日はここまででよいか。事務局どうか。
- （事務局）次の項目が最高規範性になるので、長くなりそうだったら、ここで終わり

にさせていただきます。

- (委員長) それでは、本日は以上で議論を終了し、残りの部分については、第2回会議で議論したいと思う。最後に、事務局から今後の進め方について説明願う。
- (事務局) 今後の進め方について確認させていただく。第2回会議は、3月30日、火曜日、9時半から11時半の2時間の予定で、コミュニティセンター1階中集会室で開催させていただく。また、この場での意見だけでは進行がスムーズにいかないので、資料-5の意見修正案記入欄に、本日議論をした前文を含め、意見を記入していただき、3月10日までに事務局へ提出願う。事務局で意見を取りまとめ、開催前に資料として配布させていただく。本日の会議の流れを見ると、メンバーも新たに、議論も時間をかけてという方向性が出ているので、会議スケジュールについても増える可能性があるが、よろしく願います。以上である。
- (委員) 意見は全部か。
- (事務局) 基本は、総務安全委員会から意見をいただいた8項目で、ほかのところも特に意見があれば願います。
- (委員長) これをもって第1回会議を終了する。次回会議に向け意見提出をお願いします。

以上